

独立行政法人 日本学生支援機構奨学金【貸与型】

■奨学金概要

この奨学金は、学力、人物とも優秀かつ健康であり、経済的理由により修学困難と認められる学生に奨学金を貸与することにより、教育の機会均等に寄与することを目的としています。貸与型奨学金のため返還の義務があり、卒業後に必ず返還しなくてはなりません。

※2017年度から新たに給付型の制度も創設されました（2017年度は1年次生のみ対象）が、以下では貸与型の奨学金についてのみ説明しています。

◆定期採用 … **第一種奨学金**(無利子貸与)と**第二種奨学金**(有利子貸与)があります。

	第一種	第二種
募集時期	4月上旬（学生部 Web サイト、Port Hepburn、掲示板を確認）（注）	
奨学金額 （月額）	自宅通学：30,000円、54,000円から選択 自宅外通学：30,000円、54,000円、 64,000円から選択	30,000円、50,000円、80,000円、 100,000円、120,000円から選択
貸与期間	最短修業年限内	
利子	無利子	有利子（返還時、年3%を上限）
返還	卒業後、日本学生支援機構の定める方法により返還	
推薦者数 （2016年度実績）	1年次生105名、上級生22名	175名（年次ごとの枠なし）

（注）4月に説明会を開催します。所属する校舎の説明会に出席してください。

◆応募資格 … ①**学力基準**、②**家計基準**の両方を満たしていることが必要です。

①学力基準

学 年	対象となる成績	第一種奨学金	第二種奨学金
1年次生	高校成績	評定平均 3.5 以上※	学年平均水準以上
上級生	大学成績	上位 3 分の 1 以内※	前年度までの取得単位数が 標準単位数を満たしている

※学力基準を満たさない場合であっても、母子父子家庭である場合（全学年対象）や非課税世帯である場合（2017年度は1年次生のみ対象）や入試成績（1年次生のみ対象）が基準を満たす場合等、機構が定める特例により推薦可能な場合があります。

②**家計基準**（前年の収入金額が対象。下表は目安であり、上限額は世帯の人数や状況により異なる。）

収入・所得の上限額の目安（4人世帯の場合）（単位：万円）

本人の 通学形態	第一種奨学金		第二種奨学金		第一種・第二種併用	
	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外	給与所得	給与所得以外
自 宅	800	392	1,143	735	747	349
自宅外	847	439	1,190	782	804	396

※詳細は、別冊『平成 29 年度 奨学金案内 奨学金を希望する皆さんへ』を参照。

◆**返還** … 卒業後に返還。「月賦返還」と「月賦・半年賦併用返還」の2種類があります。

第一種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48 ヶ月）

通学形態	貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)
自宅	54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回(15 年)
自宅外	64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回(18 年)
自宅・自宅外	30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回(13 年)

第一種奨学金には返還の負担を軽減する制度が設けられています。

※所得連動返還型無利子奨学金制度（名称は変更される可能性があります）

奨学金の貸与終了後、一定の収入を得るまでの間、願い出により返還期限を猶予します。家計状況が特に厳しい世帯の学生に自動的に適用され、貸与開始時に学生部から通知されます。

※所得連動返還方式の導入（2017 年度第一種奨学金新規貸与者から適用されます）

年収に応じた返還月額により返還する制度で、これまで同様の一定額を返還する定額方式か、いずれかを出願時に選択できます。

第二種奨学金 【月賦返還の例】（貸与期間：48 ヶ月） 利率 3.0%と仮定した場合

貸与月額	貸与総額	返還総額 (元金+利息)	返還月賦額	返還回数(期間)
30,000 円	1,440,000 円	1,761,917 円	11,293 円	156 回 (13 年)
50,000 円	2,400,000 円	3,018,568 円	16,769 円	180 回 (15 年)
80,000 円	3,840,000 円	5,167,586 円	21,531 円	240 回 (20 年)
100,000 円	4,800,000 円	6,459,510 円	26,914 円	240 回 (20 年)
120,000 円	5,760,000 円	7,751,445 円	32,297 円	240 回 (20 年)

◆**保証制度** … **人的保証**と**機関保証**の2つがあります。申込時にどちらかを選択します。

	人的保証	機関保証
保証者	連帯保証人、保証人 ※1	保証機関(日本国際教育支援協会)
申込時 手続	連帯保証人、保証人の承認を得て スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力	スカラネット入力用紙に記入し 後日 Web 入力
採用時 手続	連帯保証人の「印鑑登録証明書」 および「収入に関する証明書」、 保証人の「印鑑登録証明書」を提出	「保証依頼書」を提出
保証料	なし	毎月の奨学金貸与額から差引（返還金額 は保証料を含む貸与額総額）※2
本人延滞時 の返済	本人に代わり連帯保証人、保証人の順 に返済の義務を負う	本人に代わり保証機関が代位弁済、 その後その分を保証機関が本人に請求

※1. **連帯保証人**：原則として父母またはそれに代わる方。

保証人：本人・連帯保証人とは別生計で父母を除く 4 親等以内の成人親族かつ採用時に 65 歳未満の方。

※2. 保証料の目安は、別冊『平成 29 年度 奨学金案内 奨学金を希望される皆さんへ』を参照。

◆**緊急・応急採用** … 「緊急採用」（第一種奨学金）と「応急採用」（第二種奨学金）があります。

家計の急変（家計を支えている方の失職、病気、破産、災害等）により奨学金を緊急に必要とする場合は、随時学生課窓口で相談してください。

◆申込みから採用まで

《大学新規申込者》

奨学金説明会出席

大学指定の期日までに
出願
* IDとパスワードを入手

Web（スカラネット）で
申込内容を入力

学内審査

まだ正式採用では
ありません！！

推薦者の発表 6月
下旬
* 学内選考で決定した推薦者を発表

日本学生支援機構での審査

採用者の発表 7月
月上旬

初回振込日 7/11(火)

採用説明会に出席 7月
月下旬

個別に奨学生証や返還誓約書など
をお渡します
* まだ正式採用では
ありません！！

返還誓約書の提出 8/25
締切

正式採用

《高校からの予約採用候補者》

奨学金説明会出席
「予約採用候補者決定通知」を提出

* 引き換えにIDとパスワードを入手

「奨学生カード」提出
4月10日(月)締切

まだ正式採用では
ありません！！

Webで「進学届」を提出 **最終
5/26**

進学届提出期限		初回振込日
第1回	4月8日(土) ⇒	4月21日(金)
第2回	4月24日(月) ⇒	5月16日(火)
第3回	5月26日(金) ⇒	6月9日(金)

* 提出時期により初回の振込日が違います

採用説明会に出席

進学届の提出時期		説明会時期
第1回	⇒	5月下旬
第2回	⇒	6月上旬
第3回	⇒	6月下旬

* 日程の詳細については別途お知らせします

個別に奨学生証や返還誓約書など
をお渡します
* まだ正式採用では
ありません！！

返還誓約書の提出

進学届の提出時期		返還誓約書提出期限
第1回	⇒	6月上旬
第2回	⇒	6月下旬
第3回	⇒	7月下旬

* 進学届の提出時期により期限が異なります

* 日程の詳細については別途お知らせします

期日までに返還誓約書を提出しないと・・・

奨学金の振り込みは止められ、採用は取り消されます。

さらにそれまでに振り込まれた奨学金を直ちに一括で戻入れしなくてはなりません。

採用説明会への出席と返還誓約書の提出を必ず行ってください！！

■新規出願時の提出書類について

*④・⑥・⑦の証明書類には、必ず余白に学籍番号と氏名を記入してください

◆必ず全員提出

① **奨学生カード** *別紙 記入例を参照*

奨学金にはじめて出願する人が全員提出し、在学中大学が保管します。

② **確認書兼個人情報取扱いに関する同意書**

「一種が不採用なら二種を希望」または「一種・二種併用希望」の場合は、一種と二種両方について必要です。

③ **スカラネット入力下書き用紙** *別紙 記入例を参照*

別紙 記入例を参照して記入漏れのないようにしてください。

出願時に内容を確認して返却します。後日 Web 入力のために必要になります。

④ **父母の収入に関する証明書類** *大学所定の様式以外はコピーでも可*

下表を参照のうえ、必要な提出書類を父母それぞれについて提出してください。

(※無収入の場合も証明書類が必要です)

詳細は P.14~15

職業形態	状 況	提 出 書 類
自営業 (不動産収入等も含む)	平成 28 年 1 月より前から営業している	平成 28 年分「確定申告書(控)」※1
	平成 28 年 1 月以降に営業を始めた	平成 28 年分「確定申告書(控)」※1 および平成 29 年分「所得報告書」※2
	平成 28 年と比べて大幅な減収が予想される	
会社員・公務員 パート・派遣社員等 給与所得者 (時給制給与と所得者含む)	平成 28 年 1 月より前から勤務している	平成 28 年分「源泉徴収票」
	平成 28 年 1 月以降に就職している (源泉徴収票の金額が 1 年分でない場合)	平成 29 年分「給与支払(見込)証明書」※3 <パート等で発行依頼できない場合> 直近 3 ヶ月分の「給与明細」
	平成 29 年中に退職予定	および平成 28 年分「源泉徴収票」(ある場合のみ)
	平成 28 年と比較して大幅な減収が予想される	平成 28 年分「源泉徴収票」 および平成 29 年分「給与支払(見込)証明書」※3
	確定申告をしている場合は、上記「源泉徴収票」の代わりに「確定申告書(控)」※1を提出してください。	
その他	雇用保険受給中(失業中)	「雇用保険受給資格者証」
	年金受給中(老齢年金、遺族年金等)	平成 28 年分「源泉徴収票」または最新の「振込通知書」
	各種手当受給中(児童扶養手当、児童手当等)	「通知書」(市区町村より交付)
	生活保護受給中	「保護決定(変更)通知」
	養育費や祖父母等からの援助を受けている	「援助年額について」※2 および「収入に関する事情書」※3

※1. ①「第一表」および「第二表」に、②「収支内訳書(控)」または「青色申告決算書(控)」を添付して提出してください。

※2. 大学所定の様式があります。学生部Webサイトから印刷可能です。

※3. 大学所定の様式があり、奨学金説明会の配布資料に含まれています。
学生部Webサイトからも印刷可能です。

⑤ **出身高校の調査書(評定平均値記載のもの) ※新入生のみ**

入学試験用に準備したものでもかまいません。

成績証明書ではなく必ず評定平均値の入ったものを提出してください。

評定平均値によっては、市区町村が交付する家計支持者(父母とも)の「非課税証明書」を提出すれば学力基準の特例を受けることができます(P.9 参照)

◆次に該当する場合は提出

*④・⑥・⑦の証明書類には、必ず余白に学籍番号と氏名を記入してください

⑥ 特別事情に関する証明書

下表を参照して該当する事情がある場合は、自己申告により該当する証明書類を提出することで、所得から特別控除を受けることができます。

- ・該当項目が複数ある場合は該当の証明書類すべてを提出してください。
- ・出願時に証明書類の提出がない場合は、特別控除の対象とはなりません。

家庭事情	状況	提出書類	発行所
長期療養中の方 が いる	同居（同一生計も可）の家族に6ヵ月以上入院・自宅療養または今後6ヵ月以上療養が必要な方がいる。	医療費および薬代の直近3ヶ月分の領収書※1（コピー可）	病院・薬局他
障がいのある方 が いる	同居（同一生計も可）の家族に障がいのある方がいる。	「障害者手帳」（コピーのみ）	市区町村役場
介護が必要な方 が いる	同居（同一生計も可）の家族に常に就床を要し、複雑な介護を必要とする方がいる。（控除の対象となる目安は要介護度3以上）	「介護保険被保険者証」「認定通知書」他（コピーのみ）	市区町村役場
単身赴任中の方 が いる	家計を支えている方が単身赴任をしている。	赴任先の ・住居費 ・電気代 ・ガス代 ・水道代 直近3ヵ月分の領収書 住居費の補助があればそれがわかるもの※2（コピー可）	—
火災・風水害・地震等の被害に遭った	出願から1年以内に火災・風水害・地震等の被害に遭った	「罹災証明書」※1（コピー可）	市区町村役場

※1. 医療費の支出・災害等の被害に対し、保険・損害賠償等による補てんを受けている場合は、その金額がわかるものを添付してください。

※2. 住居費等に会社の補助があればその分を除きます。駐車場代は対象となりません。

⑦ 父母が無収入であることを証明する書類

詳細は P.16 へ

父母（または父母に代わって生計を支えている人）が出願時に無収入の場合は、下表を参照のうえ、必要な書類を提出してください。（専業主婦（夫）の場合も必要です。）

家庭事情	状況	提出書類	発行所
平成27年1月1日以降、出願まで収入がない場合	「(非)課税証明書」を取得できる場合	「(非)課税証明書」（コピー不可）	市区町村役場
	「(非)課税証明書」を取得できない場合	平成28年分「市民税・県民税申告書」(控)のコピー	
平成28年12月31日以前に収入があったが、出願時点で収入がない場合	「雇用保険受給資格者証」がある場合	「雇用保険受給資格者証」両面のコピー	ハローワーク
	「雇用保険受給資格者証」が未発行または雇用保険対象外の場合	「収入に関する事情書」（所定様式）	学生本人が作成

⑧ 地方創生枠推薦者決定通知

地方創生枠に該当する方は、第一種奨学金の応募資格を満たしていれば、推薦枠に関わらず推薦できます。

不明な点は事前に学生課にお問い合わせください。

また、家計の状況に応じて個別に書類の提出を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

■収入に関する証明書類について

*証明書類には、必ず余白に学籍番号と氏名を記入してください

◆確定申告関連書類

確定申告を行っている場合は、下記①と②を提出してください。

対象者	父と母（両方）、またはそれに代わって家計を支えている人
注意事項	税務署の受付印のあるものを提出（コピー可） インターネットで申告した場合は先方の受信事実(※)がわかるものを提出 ※「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」

① 確定申告書（控）第一表および第二表

平成 29 年 2～3 月に申告した「平成 28 年分の確定申告書（控）」の第一表および第二表について提出してください。

見本

平成 28 年分の所得税の確定申告書 A

平成 28 年分の所得税の確定申告書 A

第一表・第二表必ず両方提出

② 収支内訳書（控）または青色申告決算書（控）

確定申告を行っている場合、申告方法によって申告書式が違います。該当する書類を①確定申告書（控）第一表および第二表に添付して提出してください。

見本

平成 28 年分収支内訳書

白色申告を行った方については
収支内訳書（控）のコピーを
全ページ分提出してください。

見本

平成 28 年分所得税青色申告決算書

青色申告を行った方については
青色申告決算書（控）のコピーを
全ページ分提出してください。

*証明書類には、必ず余白に学籍番号と氏名を記入してください

◆源泉徴収票

給与や年金等を支給した事業主が作成したものです。**勤務先で発行**されます。

平成 28 年分のものを提出してください。

対象者	父と母（両方）、またはそれに代わって家計を支えている人
注意事項	勤務先が複数ある場合はすべてについて提出してください 手元がない場合は勤務先に発行を依頼してください コピー可

見本		平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票																	
支払 を受け る者	住所又は居 所											(受給者番号)							
												氏名 (フリガナ)							
												名 (役職名)							
種別		支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額								
		円 千 円			円 千 円			円 千 円			円 千 円								
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険の控除額	住宅借入金等特別控除の額					
有 無 従属 従属		千 円		特定 人 従属	老 人 人 従属	その他 人 従属	内 人 人 人	特 別 人 人	千 円		千 円		千 円	千 円					
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		円			国民年金保険料等の金額			円		配偶者の合計所得		千 円							
居住開始年月日										個人年金保険料の金額		千 円							
										旧長期損害保険料の金額		千 円							
扶 養 親 族 未 成 年 人	外 国 人	死 亡 遺 贈	災 害	乙 種	本人が障害者	特 別	其 他	一 般	特 別	勤 務 年 数	中途就・退職		受給者生年月日						
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	年	月	日	明	大	福	半	年	月	日
支 払 者		住所(居所)又は所在地																	
		氏名又は名称																	
				(電話)															
整理番号		ID														315-1			

※「中途就・退職」に日付が入っている場合は、他に提出する書類があります。(P.12 参照)

◆大学所定の様式

①給与支払（見込）証明書…コピー不可

P.12 を参照のうえ、該当する場合は平成 29 年分の給与支払見込金額の記入を勤務先に依頼してください。奨学金説明会の配布資料に含まれています。

②所得報告書…コピー不可

P.12 を参照のうえ、該当する場合は平成 29 年分の収入の見込みを、所得を得ている方が直筆で記入・押印してください。

※上記①②は、学生部 Web サイトから印刷が可能です。

(学生課窓口でも配布しています。URL は最終ページを参照してください。)

■父母が無収入であることを証明する書類

P.13 のとおり、父母（または父母に代わって生計を支えている人）のいずれかまたは両方が出願時に無収入の場合、それを証明する書類の提出が必要です。

対象者	父と母、またはそれに代わって家計を支えている人 (専業主婦(夫)を含む)
注意事項	「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」「納税証明書」は 不可 父母ともに収入がない場合、別途「収入に関する事情書」の提出が必要

◆平成27年1月1日以降、出願まで収入がない場合

市区町村役場が発行する所得金額「0円」と記載のある「(非)課税証明書」(出願時点で取得できる直近のもの)(コピー不可)を提出してください。

金額欄が「*」や「-」または空白の場合は、証明書として認められません。

※「(非)課税証明書」を取得できない場合

収入が少ないまたは無収入のため確定申告をする必要がない等の理由で、税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を取得できない場合は、早急に市区町村役場に平成27年分「市民税・県民税申告書」の手続きをし、(控)のコピーを提出してください。

◆平成28年12月31日以前に収入があったが、出願時点で収入がない場合

①「雇用保険受給資格者証」がある場合

その両面のコピー

②「雇用保険受給資格者証」がまだ発行されていない、または雇用保険対象外の場合

学生本人が、証明書が提出できない事情の説明を「収入に関する事情書」(※)(所定様式)の「1. 無収入の証明書が提出できない場合」に具体的に記入して提出してください。

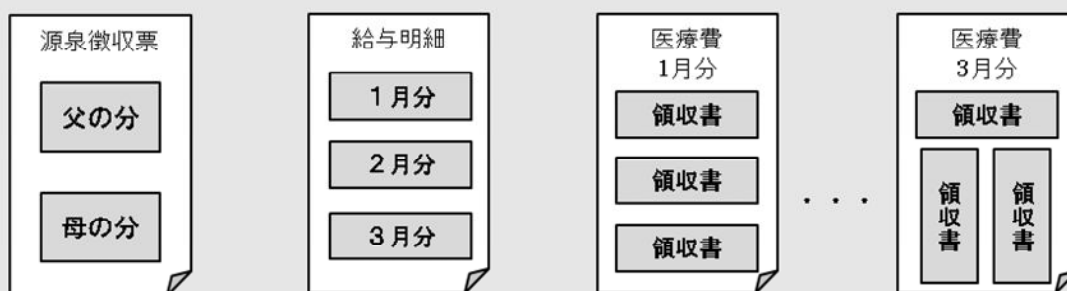
※上記②に記載のある「収入に関する事情書」は、学生部 Web サイトから印刷が可能です。
(学生課窓口でも配布しています。URL は最終ページを参照してください。)

コピーをする時は・・・

必ずA4サイズ用の紙を使用してください。

また、同じ項目について証明書が複数枚ある場合は、下記例のように種類ごと人物ごとにまとめてコピーしてください。領収書等の原本を提出する時にも、A4用紙に貼付するようにしてください。

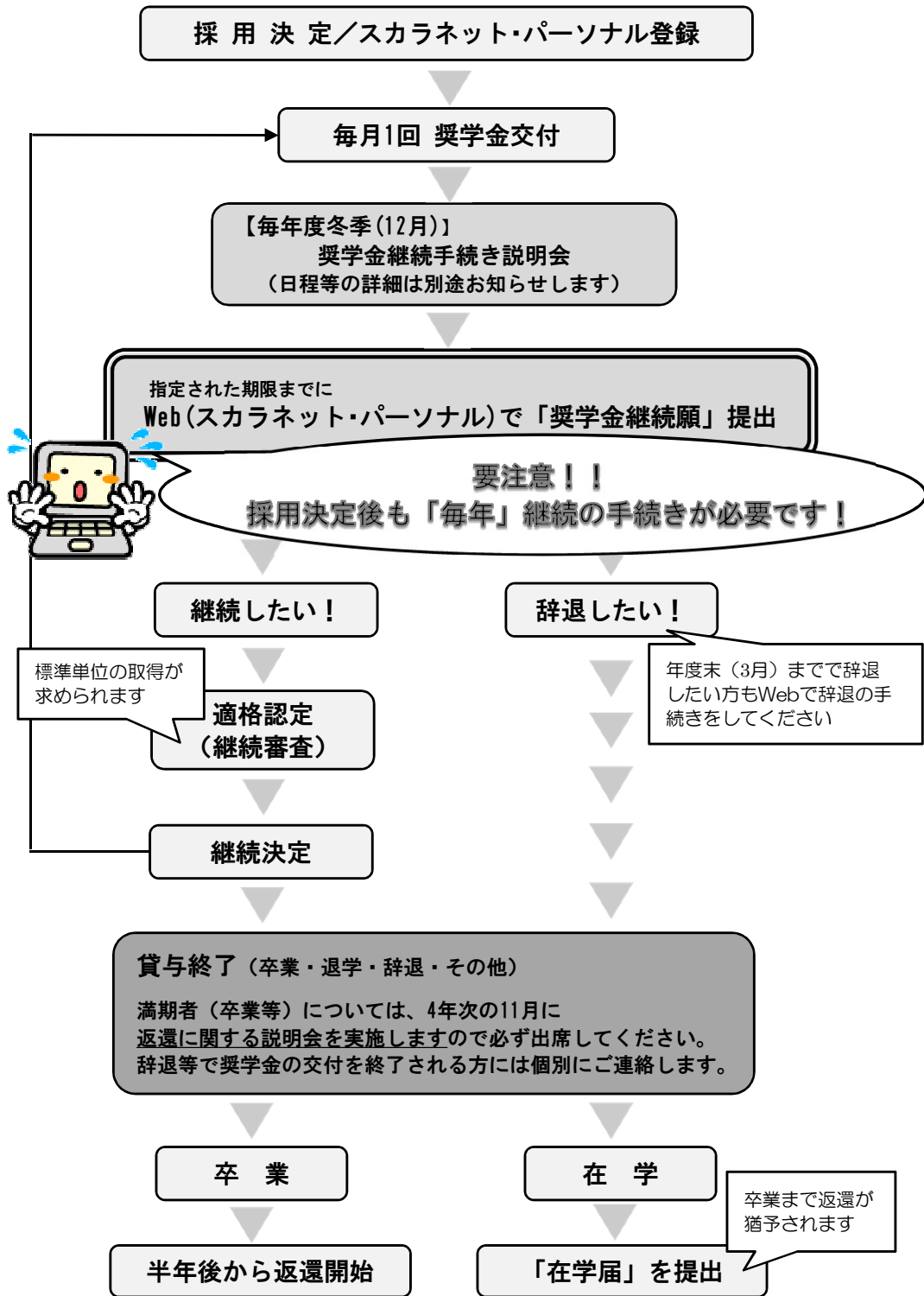
例)



■在学中の手続きについて

◆採用から貸与終了まで

〈大学新規申込者・高校予約採用者共通〉



奨学金の返還を延滞すると・・・

年5%の延滞金が課せられるほか、個人信用情報機関に個人情報が登録され、クレジットカードが作れなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

減額返還制度や返還猶予制度もありますので、返還が困難な状況に陥った場合は、必ず日本学生支援機構に相談してください。

◆こんな時どうする？

よくある相談や変更希望について紹介します。各手続きに必要な書類は学生課窓口で配布します。以下に該当しないケースでもまずは学生課に相談してください。

貸与月額を増額したい

大学に「月額変更願」を提出した月の分からの増額が可能です。人的保証の方が増額する場合は、「月額変更願」への連帯保証人および保証人の署名・捺印と「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

貸与月額を減額したい

当該年度内において、本人の希望する月から変更が可能です。ただし、さかのぼって減額する場合の差額分は、これから振り込まれる奨学金と相殺します。申請する時期によってさかのぼれる期間が変わりますので、詳細は学生課窓口で相談してください。

なお、未成年者が申請する場合は親権者の同意（署名・捺印）が必要です。

保証制度を変更したい

人的保証から機関保証への変更のみ可能です。ただし、貸与開始から機関保証への変更月までの保証料を一括で支払うことが必要となります。一括保証料はすでに貸与された額に応じた金額となりますので、状況によってはかなり高額となります。機関保証への変更を行う必要が生じた場合は早めに手続きを行うようにしてください。

利率の算定方法（第二種奨学金）を変更したい

申込時に選択した「利率の算定方法」（固定方式・見直し方式）を変更することができます。変更は貸与中の一定期間のみとなりますので、希望する方は早めに学生課窓口で相談してください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金については申込状況により変更の可否が異なります。

連帯保証人・保証人を変更したい

新たに連帯保証人または保証人になっていただく方の自署と押印、印鑑登録証明書（連帯保証人は併せて収入に関する証明書）が必要です。

住民票上の住所が変わった

住民票上の住所に変更があった場合は、適格認定時に継続願の提出と併せて、「住所変更届（本人・連帯保証人・保証人）」を記入のうえ、学生課窓口で提出してください。

なお、一人暮らし先など、住民票上以外の住所の変更は、随時学生課窓口で申し出てください。

留学が決定したので、留学中も奨学金を借りたい

留学する場合、留学先が大学や大学に準ずる高等教育機関であれば、「留学奨学金継続願」の提出により、留学中も継続して奨学金を受けることができます。詳細は学生課窓口で相談してください。

なお、いわゆる「語学留学」やワーキングホリデー等での留学の場合は、奨学金を休止する必要がありますので、その際も学生課窓口で相談してください。

※留学が決まってから奨学金を申し込みたい場合

日本学生支援機構には、留学中のみ奨学金を貸与する制度があります。通常の申し込みと同様、申請時期が定められていますので、希望する場合は早めに学生課窓口で相談してください。

奨学金を辞退したい

辞退を希望する場合、まず速やかに学生課へ連絡してください。奨学金の振込保留を行います。その後、所定の手続きを行ったうえで辞退となります。手続きが完了すると、在学中は返還が猶予され、卒業の翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。

休学したい

休学中は、奨学金を借りることができません（休止）。休学前に所定の手続きが必要となりますので、学生課窓口で相談してください。

なお、復学した後は、休学前と同様に奨学金を借りることが可能です（復活）。こちらも所定の手続きが必要ですので、復学が決まり次第学生課までご連絡ください。

退学したい

退学すると、奨学金の受給資格がなくなります。退学後の返還のために所定の手続きが必要となりますので、速やかに学生課窓口申し出てください。手続きが遅れた場合には振込超過分の戻入れが必要になりますのでご注意ください。

なお、返還は貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。

手続きする校舎を変更したい

原則3年次生（国際学部生を除く）から白金校舎での取り扱いとなりますが、2年次生でも横浜校舎での履修が週0～1日である場合は、白金校舎手続きに変更することができます。変更を希望する場合は、学生証およびPort Hepburnから印刷した「履修登録確認表」を持参し、学生課窓口で申請してください。

※上記の条件を満たしていても、国際学部生は校舎変更手続きをすることはできません。